

大町町公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により地域計画を策定するので、同法第19条第7項の規定により、次のとおり公告し、当該地域計画の策定案を添えて縦覧に供する。

なお、同法第19条第7項の規定により、利害関係人は下記に示す縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の策定案についての意見書を大町町に提出することができる。

令和7年3月14日

大町町長 水川 一哉



1 縦覧期間

自 令和7年3月14日

至 令和7年3月28日

2 縦覧場所

大町町役場 農林建設課内

3 地域計画の策定案

(1) 畑ヶ田地区

(2) 上大町地区

(3) 下大町地区

(4) 中部地区

(5) 福母地区